

令和8年度弁理士試験

短答式筆記試験問題集

【特許・実用新案】 1

特許要件及び特許出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。

- 1 発明者**甲**は、発明**イ**について記載した私信メールを、個人の第三者である**乙**に送信した場合、発明**イ**は、当該私信メールの送信により、特許法第 29 条第 1 項第 3 号に掲げる「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明」に該当する。
- 2 特許出願に係る発明について新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面、及び、特許法第 29 条第 1 項各号のいずれかに該当するに至った発明が特許法第 30 条第 2 項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面を、特許出願の日から 30 日以内に特許庁長官に提出しなければならないことが特許法に規定されている。
- 3 発明**イ**が掲載された書籍**α**が令和 5 年 4 月 1 日に多数の図書館へ納本され、その翌日から公衆の自由な閲覧に供され、かつ、その複写物が公衆からの要求に即応して遅滞なく交付される態勢が整った。しかしながら、実際に書籍**α**が最初に閲覧されたのは、同年 10 月 1 日であった。それまで、複写もされなかった。この場合、同年 9 月 30 日までに発明**イ**について特許出願**A**を行った場合、書籍**α**は特許出願**A**の出願前までに閲覧されず複写もされていないから、書籍**α**に掲載された発明**イ**は特許法第 29 条第 1 項第 3 号に掲げる「頒布された刊行物に記載された発明」に該当しない。
- 4 特許を受けようとする者は、特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所、並びに、発明者の氏名及び住所又は居所を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならないことが特許法に規定されている。
- 5 特許出願に係る願書が特許庁長官に提出されたが、その願書に明細書が添付されていない場合、特許出願について補完をすることができる旨の通知を受けた後でなければ、特許を受けようとする者はその補完をすることができない。

【特許・実用新案】 2

特許無効審判に関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 特許無効審判の請求が取り下げられた後において、当該特許無効審判の参加人が審判手続を続行することができる場合はない。
- (ロ) 特許無効審判において、審判長は、審決の予告をし、被請求人が訂正の請求をした。その後、事件が審決をするのに熟した場合であって、審決の予告をしないときは、審判長は、当事者及び参加人に審理の終結を通知する。
- (ハ) 特許庁長官は、審決があったときは、審決の謄本を当事者、参加人及び審判に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなければならない。
- (ニ) 特許無効審判は、請求の認諾によっても終了する。
- (ホ) 特許無効審判は、特許権について不実施の場合の通常実施権の設定の裁定（特許法第83条第2項の裁定）による通常実施権に基づいて当該特許権に係る特許発明を実施する者も、請求することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【特許・実用新案】 3

特許法に規定する総則に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許法において、「プログラム」の発明は、「物」の発明に含まれる。
- (ロ) 特許権の存続期間の末日が、某年の1月1日に当たる場合、当該某年の1月4日が日曜日であれば、その特許権の存続期間は当該某年の1月5日に終了する。
- (ハ) 特許法第173条第1項に基づき再審を請求する者は、同条項に規定する再審を請求できる期間が経過した後であっても、特許法第4条の下、請求により、遠隔又は交通不便の地にある者であることを理由として、特許法第173条第1項に規定する再審を請求できる期間の延長を受けることができる。
- (ニ) 日本国内に住所又は居所（法人にあっては、営業所）を有する者であって手続をするものの委任による代理人は、特別の授権を得なくとも、特許法第41条第1項の優先権の主張をすることができる。
- (ホ) 当事者が不定期間の故障により審査の手続を続行することができないときは、特許庁長官は、決定で、その中止を命ずることができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【特許・実用新案】 4

職務発明に関し、以下の事例について、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。なお、「職務発明」及び「相当の利益」は、特許法第35条第1項及び第4項による。

【事例】 甲は、株式会社乙（以下「乙会社」という。）の従業者である。乙会社は、勤務規則により、従業者がした職務発明の特許を受ける権利について、あらかじめ、乙会社の判断により乙会社に承継させることができる旨を定めている。

丙は、株式会社丁（以下「丁会社」という。）の従業者である。丁会社は、勤務規則により、従業者がした職務発明の特許を受ける権利について、あらかじめ、特許を受ける権利が発生した時から丁会社に帰属することを定めている。丁会社は、勤務規則により、相当の利益について定めている。

- (イ) 甲及び丙は、共同して、発明イを完成した。発明イは、甲及び丙の各々にとって職務発明に当たる。乙会社が丁会社と共同して発明イについて特許出願をする場合、甲は、その特許を受ける権利の持分の乙会社への譲渡にあたり、丙の同意を得なければならない。
- (ロ) 甲は、単独で、職務発明である発明ロを完成した。乙会社は、勤務規則に従い、発明ロの特許を受ける権利を承継した。その後、甲は、発明ロが職務発明であることを知らない戊に対し、発明ロの特許を受ける権利を譲渡した。戊は、乙会社よりも前に発明ロについて特許出願を行った。この場合、乙会社は、戊に対し、発明ロの特許を受ける権利について対抗できない。
- (ハ) 甲は、乙会社の従業者である期間中に、乙会社との関係で職務発明である発明ハを完成した。甲は、乙会社が勤務規則に従って発明ハの特許を受ける権利を取得する前に、乙会社との雇用関係を終了し、丁会社の従業者となった。この場合、丁会社が、丁会社の勤務規則により発明ハの特許を受ける権利を取得する。
- (ニ) 丁会社は、勤務規則における相当の利益の内容を決定するための基準の策定に際し、従業者及び役員と協議を行わず、策定された基準も開示しなかった。この場合、丁会社の勤務規則により相当の利益を与えることは、必ず不合理と認められる。
- (ホ) 丁会社は、勤務規則において相当の利益として、丁会社の費用負担による留学の機会を定めておき、丙に対し適用することができる。

(次頁へ続く)

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

【特許・実用新案】 5

実用新案登録出願及び実用新案登録に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 実用新案登録出願の願書に添付した明細書、実用新案登録の請求の範囲、又は図面の記載が著しく不明確であるとして、特許庁長官から補正すべきことを命ぜられたが、指定した期間内に補正をしなかったため、出願が却下された。この場合、出願人は出願の却下を不服として審判を請求できる。
- (ロ) **甲**と**乙**とからそれぞれ、同日に同一の発明について特許出願があり、それらの特許出願日より後の日に、**丙**による実用新案登録出願があり、その実用新案登録出願に係る考案は当該発明と同一であった。**甲**と**乙**が協議をすることができず、**甲**と**乙**の特許出願について拒絶をすべき旨の査定が確定した。この場合、**丙**は当該実用新案登録出願に係る考案について実用新案登録を受けることができない。
- (ハ) **甲**は、特許出願**A**をし、その特許出願**A**について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達を受けたが、その送達の日から3月が経過する前に特許出願**A**を実用新案登録出願**B**に変更した。この場合、**甲**は、実用新案登録出願**B**に係る考案に関し、実用新案技術評価を請求することができる。
- (ニ) 実用新案登録についての無効審判が特許庁に係属している場合において、その実用新案登録に係る実用新案権者は、実用新案法第39条第1項の答弁書を提出する期間を経過した後であっても、請求項の削除を目的とした訂正をすることができる場合がある。
- (ホ) 実用新案登録出願**A**を特許出願**B**に変更した。その後、特許出願**B**の一部を分割して新たな特許出願**C**とした。特許出願**C**は特許庁に係属しており、拒絶すべき旨の査定がされていない。この場合、実用新案登録出願**A**の出願の日から4年を経過したときに、特許出願**C**を実用新案登録出願に変更することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【特許・実用新案】 6

実用新案権に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 実用新案法は、特許法と異なり、実用新案権者に対し、登録実用新案に係る物品にその物品が登録実用新案に係る旨の表示を付するよう努めることまでは求めている。
- 2 実用新案法の規定により実用新案権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、特許法の規定により特許権を侵害する行為とみなされる行為を行った者と異なり、刑事罰が課されることはない。
- 3 実用新案権を侵害する行為を行った者は、実用新案技術評価書が作成されていないことを理由として、刑事罰を逃れることはできない。
- 4 存続期間が満了するまでの登録料を納付していた実用新案権者は、実用新案権を無効にすべき旨の審決が確定した場合、法定期間内に請求することによって、当該請求をした年の翌年以降の各年分の登録料の返還を受けることができる。
- 5 無効審判請求により実用新案権を無効にすべき旨の審決が確定した場合、当該実用新案権の消滅は、実用新案原簿に登録されるものの、実用新案公報には掲載されない。

【特許・実用新案】 7

特許権の侵害及びその訴訟に関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 裁判所が、特許権の侵害に係る訴訟において、特許法の規定に基づいて、査証人に対して査証を命ずる決定をした場合、当該決定に対しては即時抗告をすることはできない。
- (ロ) 査証を受ける当事者が、特許法の規定による査証人の工場への立入りの要求に対し、正当な理由なくこれに応じないときは、裁判所は、立証されるべき事実に関する申立人の主張を真実と認めることができる。
- (ハ) 東京地方裁判所又は大阪地方裁判所が第一審の裁判所となる特許権の侵害に係る訴訟において、特許法の規定に基づき、裁判所は、当事者の申立てにより、必要があると認めるときは、意見募集を行うに適した事案であるか否かについて他の当事者の意見を聴くことなく、広く一般に対し、当該事件に関する特許法の適用その他の必要な事項について意見を求めることができる。
- (ニ) 特許権の侵害に係る損害賠償請求訴訟において、当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項についての鑑定は、原告だけでなく、被告も申立てをすることができる。
- (ホ) 故意又は過失により特許権を侵害したことにより特許権者の業務上の信用を害した者に対して、裁判所は、損害の賠償に代えて特許権者の業務上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができるが、損害の賠償とともに当該措置を命ずることはできない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【特許・実用新案】 8

手続の補正、明細書等の補正に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。

また、以下において、「最初の拒絶理由通知」とは、特許法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「最初に受けた」拒絶理由の通知をいい、「最後の拒絶理由通知」とは、同項第 3 号に規定する「最後に受けた」拒絶理由の通知をいうものとする。

- 1 特許出願の分割に係る新たな特許出願に対して、最初の拒絶理由通知において指定された期間内にした特許請求の範囲の補正は、特許請求の範囲についての補正を制限した特許法第 17 条の 2 第 5 項各号に規定する事項に、その目的が制限されることがある。
- 2 特許出願人は、特許出願の願書に添付した要約書について、適式に出願公開の請求をした後であっても、特許出願の日から 1 年 4 月以内であれば補正をすることができる。
- 3 訂正審判の請求人は、特許法第 165 条に規定された通知（いわゆる訂正拒絶理由通知）において指定された期間であれば、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。
- 4 特許出願人は、拒絶をすべき旨の査定の謄本が送達されて、拒絶査定不服審判を請求した後に、当該拒絶査定不服審判が係属中であり、かつ当該査定の謄本の送達があった日から 3 月以内であれば、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について、いつでも補正をすることができる。
- 5 最後の拒絶理由通知において指定された期間内にした特許請求の範囲の減縮を目的とする補正が、補正前の請求項に記載された発明と補正後の請求項に記載された発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一でない場合、審査官は、そのことを理由として、その補正後の特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

【特許・実用新案】 9

優先権に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものの組合せは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとし、文中に記載した優先権の主張は取り下げられておらず、優先権の主張の手續に方式上の不備もないものとする。

また、以下において、「国内優先権」とは、特許法第41条第1項に規定する優先権をいい、「パリ優先権」とは、パリ条約第4条に規定する優先権をいうものとする。

- (イ) 甲は、考案イが記載された実用新案登録出願Uをし、1月後に設定登録されて実用新案登録を受けた（以下、その登録を「実用新案登録Y」という。）。甲は、設定登録の日から5月後に実用新案登録Yに基づいて発明イが記載された特許出願Aを適式にした。甲が、当該特許出願Aの出願の日から5月以内に発明イが記載された特許出願Bをする場合、当該特許出願Bに係る発明イについて、先の特許出願Aに係る発明イに基づいて国内優先権を主張することができる。
- (ロ) 甲は、発明イ及びロが記載された特許出願Aをした。その後、特許請求の範囲、明細書、及び図面から発明ロに係る事項を削除する補正をした。その後、甲が請求項1に発明ロ、請求項2に発明ハが記載された特許出願Bをする場合、当該特許出願Aの出願の日から1年以内であれば、当該特許出願Bに係る発明ロについて、当該特許出願Aに係る発明ロに基づいて国内優先権を主張することができる。
- (ハ) パリ条約の同盟国の国民である甲は、2025年1月1日に同盟国Xで発明イが記載された特許出願Aをした。甲は、2025年8月1日にパリ優先権を主張して日本国で発明イ及びロが記載された特許出願Bをした。その後、甲は、2025年12月1日に当該特許出願Bに係る発明イに基づいて、国内優先権を主張して、発明イ及びハが記載された特許出願Cをした。この場合、当該特許出願Cに係る発明イについての特許法第29条の規定の適用については、特許出願Cは、2025年1月1日に出願されたものとみなす。

(次頁へ続く)

(ニ) 甲は、特許出願Aに記載された発明に基づいて、国内優先権の主張を伴う特許出願Bをした。その後、当該特許出願Aは、拒絶をすべき旨の査定がされたものの、拒絶査定不服審判請求を行い、特許法第162条に規定する審査（いわゆる前置審査）において特許をすべき旨の査定がされた。その査定の謄本は、当該特許出願Aの出願の日から1年4月以内に送達された。この場合、当該特許出願Aの出願の日から1年4月を経過した後でも、特許権の設定の登録がされる場合がある。

(ホ) パリ条約同盟国の国民である甲は、パリ条約同盟国Xにおいて出願された出願Aと出願Bに基づいて、日本国において優先権を主張する特許出願Cをした。この場合、優先権主張書面から、出願Bについての優先権主張の記載を削除する補正をすることができる。

- 1 (イ)と(ニ)
- 2 (ロ)と(ホ)
- 3 (ハ)と(ホ)
- 4 (イ)と(ハ)
- 5 (ロ)と(ニ)

【特許・実用新案】 10

特許権の侵害及びその訴訟に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許が方法の発明についてされている場合において、業として、その方法の使用にのみ用いる物の生産をする行為は、その物が日本国内において広く一般に流通しているものであれば、当該特許権を侵害するものとはみなされない。
- (ロ) 特許権者が、故意又は過失により自己の特許権を侵害した者に対し、その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額を超える損害の賠償を請求した場合において、特許権を侵害した者に故意がなかったときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌しなければならない。
- (ハ) 他人の専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があったものと推定する。
- (ニ) 特許権の侵害に係る訴訟において、当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものとの攻撃又は防御の方法は、当該特許に係る発明について特許無効審判を請求することができる者に限り主張することができる。
- (ホ) 特許権侵害訴訟において損害賠償を命ずる終局判決 **A** を受けた侵害者が、特許権者に対し、確定した終局判決 **A** に基づいて損害賠償金を支払った。その後、当該特許権に係る特許を無効にすべき旨の審決 **B** が確定した場合、当該侵害者は、当該終局判決 **A** に対する再審の訴えにおいて、当該審決 **B** が確定したことを主張することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【特許・実用新案】 11

特許出願についての拒絶査定不服審判又は特許法第 162 条に規定する審査（いわゆる前置審査）に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 拒絶査定に対する審判の結果について利害関係を有する者であれば、拒絶査定不服審判を請求することができる。
- 2 前置審査において、審査官が審査の結果を特許庁長官に報告する場合、その審査の結果を請求人に通知しなければならない。
- 3 前置審査において、審査官は、拒絶をすべき旨の査定の理由とは異なる拒絶の理由を発見したので、請求人に対して特許法第 17 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する「最後に受けた拒絶理由通知」をした。しかし、当該通知に対して請求人がした補正は、特許法第 17 条の 2 第 3 項に規定する要件（いわゆる新規事項の追加の禁止）を満たしていなかった。この場合、審査官は、決定をもって当該補正を却下した上で、審査の結果を特許庁長官に報告しなければならない。
- 4 拒絶査定不服審判の請求と同時にその請求に係る特許出願の願書に添付した明細書に記載された発明の名称についてのみ補正がなされた。この場合であっても、特許庁長官は審査官にその請求を審査させなければならない。
- 5 拒絶査定不服審判において、審判長は審尋することができるが、そのときは口頭審理によりしなければならない。

【特許・実用新案】12

特許権に関する事例について、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。なお、(イ)～(ホ)はそれぞれ独立しているものとする。また、事例や(イ)～(ホ)に示されていない事実をあえて仮定する必要はない。

【事例】**甲**は、物に関する発明について特許を受けた（以下、この発明を「本件特許発明」といい、その特許を「本件特許」といい、本件特許に係る特許権を「本件特許権」という。）。**甲**は、**乙**の販売する製品**A**が、本件特許発明の技術的範囲に属すると考え、**乙**に対して特許権侵害訴訟を提起した。一方、**乙**は、製品**A**の販売が本件特許権の侵害に該当しないことを、特許権侵害訴訟において反論した。

- (イ) **甲**は、本件特許に係る特許請求の範囲に記載された構成と製品**A**の構成に異なる部分があるものの、製品**A**は当該特許請求の範囲に記載された構成と均等なものであると主張した。一方、**乙**は、製品**A**がその製造時点における公知技術と同一であると考えた。**乙**が、それを根拠として、製品**A**が当該特許請求の範囲に記載された構成と均等なものでないと反論した場合、**乙**の反論を根拠として、製品**A**は当該特許請求の範囲に記載された構成と均等なものでないと判断される。
- (ロ) **甲**は、**丙**に対し、製品**A**を外国において販売した。その際に、**甲**と**丙**との間においては、製品**A**について販売地から日本国を除外する旨の合意はなかった。さらに、**乙**は、**丙**から製品**A**を外国において購入し、日本国に輸入して販売を行っていた。**乙**は上記事情による反論をした。この場合において、**甲**による本件特許権の行使は認められないものと判断される。
- (ハ) **乙**は、**甲**が販売する製品**B**を購入して使用した後、消耗した中身を交換し、リサイクル品として製品**A**を販売していた。製品**B**が本件特許に係る特許製品である場合において、製品**A**は製品**B**とは同一性を欠き、製品**A**は本件特許に係る新たな特許製品として製造されていると認められれば、本件特許権は消尽したものと判断される。
- (ニ) **乙**は、技術的範囲の確定に当たって、願書に添付された明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈すべきと主張した。**甲**は、特許請求の範囲の記載の技術的意義が一義的に明確に理解できない場合、及び一見してその記載が誤記ではないことが明らかであるといった、特段の事情もないため、明細書の記載を考慮すべきではないと主張した。この場合において、**甲**の主張にかかわらず、明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義が解釈される。

(次頁へ続く)

(ホ) 本件特許に係る特許請求の範囲の請求項1には、「製造方法 α によって製造される、組成物」と記載されていた。また、製造方法 α によって実際に製造された組成物と製品Aとは物として同一であるものの、製品Aの製造方法 β は製造方法 α とは異なっていた。乙は、製造方法の相違によって製品Aが本件特許発明の技術的範囲に属しないと反論した。この場合において、甲による本件特許権の行使は認められないものと判断される。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 5つ

【特許・実用新案】 13

特許異議の申立てに関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 特許異議の申立てについての審理は原則として書面審理によるが、審判長は、特許権者、特許異議申立人又は参加人の意見を聴いて、職権で口頭審理によるものとすることができる。
- (ロ) 特許法には、同一の特許権に係る二以上の特許異議の申立てについては、その審理は、特別の事情がある場合には、併合することができるとの規定がある。
- (ハ) 特許が条約に違反してされたことを理由として特許無効審判を請求することはできるが、当該理由で特許異議の申立てをすることはできない。
- (ニ) 特許異議の申立ては、特許権者からの意見書（特許法第 120 条の 5 第 1 項に規定する意見書）の提出後は、当該特許権者の承諾を得た場合に限り、取り下げることができる。
- (ホ) 特許異議の申立てがされた後、申立期間が経過しなければ、審理を開始することができない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【特許・実用新案】 14

特許無効審判及びその審決等に対する訴えに関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 特許無効審判の被請求人は、通常実施権を有すると自称する者が参加を申請し、この参加を許可する旨の決定がされた場合、当該決定に対して、不服を申し立てることができる。
- (ロ) 特許無効審判における当該審判の請求に理由がある旨の審決に対する訴えの提起があり、裁判所が当該審決を取り消した場合、その後、更に審理を行う審判官は、当該審判の請求に理由がある旨の審決をすることはできない。
- (ハ) 特許権者は、2以上の請求項を無効にすべき旨の審決がなされ、当該審決に対する訴えを提起する場合、当該審決において無効とされた全ての請求項を対象としなければならない。
- (ニ) 特許庁長官は、特許無効審判の審決に対する訴えの提起があったときは、訴訟当事者として当該訴訟に参加する方法によって、当該事件に関する特許法の適用その他の必要な事項について意見を述べることができる。
- (ホ) 特許庁長官は、特許無効審判の被請求人から、その保有する営業秘密が答弁書に記載されている旨の申出がなされた場合であっても、第三者による当該答弁書の閲覧の請求を認めることができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【特許・実用新案】 15

特許出願についての拒絶査定不服審判又は特許法第 162 条に規定する審査（いわゆる前置審査）に関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 拒絶査定不服審判の請求は、請求人に審決の謄本が送達された後でも、取り下げることができる場合がある。
- (ロ) 前置審査において、その審判の請求書に記載した請求の趣旨が不明であるとき、審査官は、請求人に対し、相当の期間を指定して、その審判の請求書について補正をすべきことを命ずることができる。
- (ハ) 補正の却下の決定とともに拒絶をすべき旨の査定がされた場合、拒絶査定不服審判において、補正の却下の決定の可否についても争うことができる。
- (ニ) 拒絶査定不服審判に関する費用は、請求人が負担する。
- (ホ) 拒絶査定不服審判において、審査の手續に重大な欠陥があり、そのままでは審判の基礎に用いることができない場合、査定を取り消して、さらに審査に付すべき旨の審決をしなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【特許・実用新案】 16

特許出願の分割・変更等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正、訂正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。また、実用新案登録出願についても同様とする。

- 1 特許出願の分割に係る新たな特許出願については、その特許出願の分割の日から 30 日を経過した後は、出願審査の請求をすることができる場合はない。
- 2 拒絶理由通知において指定された期間内に分割出願をしようとしたが、期間を徒過してしまった。期間の徒過が、分割出願をしようとした者の責めに帰することができない理由による場合には、その理由がなくなった日から 14 日（在外者にあつては、2 月）以内でその期間の経過後 6 月以内に、特許法第 44 条第 7 項の規定により、その分割出願をすることができる。
- 3 特許出願について、一度も拒絶の理由が通知されることなく、特許をすべき旨の査定がされた場合、当該査定の謄本の送達があつた日から 30 日以内であっても、当該特許出願の一部を分割して新たな特許出願とすることができない場合がある。
- 4 **甲**は、自己の実用新案登録 **Y** の請求項 1 に係る登録実用新案について、当該実用新案登録 **Y** に係る実用新案登録出願の日から 1 年後に、実用新案技術評価の請求をした。**乙**は、その 1 年後に、当該実用新案登録 **Y** の請求項 2 に係る登録実用新案について、実用新案技術評価の請求をした。**甲**は、特許庁長官より、実用新案技術評価の請求があつた旨の通知を受け取つた。この場合、**甲**は、当該通知から 30 日を経過する前に、特許請求の範囲に請求項 2 に係る登録実用新案と同じ内容の発明のみを記載すれば、当該実用新案登録 **Y** に基づく特許出願をすることができる。
- 5 特許出願 **B** は特許出願 **A** の一部を分割して新たな特許出願としたものである。この場合、特許出願 **A** について、特許法第 50 条の 2 の通知がされることはない。

【特許・実用新案】 17

特許権についての実施権等に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 甲が自ら考えた発明イについて、乙の特許権Aについて先使用による通常実施権が認められるためには、乙の特許権Aに係る特許出願の際現に日本国内において、甲が発明イを善意に実施又は準備している必要がある。
- (ロ) 特許権Aの特許権者である甲は、特許権Aに係る発明イの実施が、乙が有する先願の意匠権Bと抵触すると考え、乙に対して意匠権Bについて通常実施権の許諾についての協議を求めると、乙から甲に対して特許権Aについての通常実施権の許諾についての協議があった。その後、これらの協議は成立せず、甲は、特許庁長官に裁定の請求をしたものの、特許庁長官は、通常実施権を設定すべき旨の裁定をしなかった。この場合において、特許庁長官は、その後に乙からの裁定の請求があっても、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。
- (ハ) 甲による特許法第83条第2項に係る裁定の請求が認められ、対価の額並びに支払の方法及び時期が当該裁定において定められた。その後、甲は特許権者である乙に対して対価の支払を試みるものの、乙が、長期旅行のため不在であることにより対価を受領することができなかった。この場合、甲は対価を供託する必要はない。
- (ニ) 甲は、乙に対し、通常実施権を許諾した。乙は、甲の承諾を得て、丙に対し、当該通常実施権に質権を設定した。丙がこの質権を実行して当該通常実施権を移転する場合、甲の承諾を別途得る必要はない。
- (ホ) 甲は、特許権Aの専用実施権者である。甲は、乙に対し、その専用実施権を目的として、質権を設定した。その後、丙は、正当な権原なしに、特許権Aに係る発明を実施した。乙は、甲の丙に対する専用実施権に基づく損害賠償請求権について、差押えを経て質権を実行することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【特許・実用新案】 18

特許異議の申立てに関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

なお、以下において、「取消理由通知」とは、特許法第 120 条の 5 第 1 項の規定による通知をいうものとする。

- (イ) 審判長は、取消決定をしようとするときは、特許権者及び参加人に対し、取消理由通知をしなければならないところ、特許異議申立人が申し立てない理由についても審理した場合においては、特許異議申立人に対しても当該通知をしなければならない。
- (ロ) 取消決定が確定したときは、原則として、その特許権は、初めから存在しなかったものとみなされるが、異議理由によっては、当該理由に該当するに至った時から存在しなかったものとみなされる場合がある。
- (ハ) 特許異議の申立てに係る特許の取消決定又はその特許を維持すべき旨の決定に対して不服がある場合は、いずれの決定であっても東京高等裁判所に対して不服を申し立てることができる。
- (ニ) 2 以上の請求項に係る特許について、全ての請求項に対して特許異議の申立てがされ、その一部の請求項について取消決定が確定したときは、全ての請求項に係る特許権は、初めから存在しなかったものとみなされる。
- (ホ) 特許異議申立事件において訂正の請求をした後、当該訂正を認め、取消理由を有する旨の取消理由通知があった。この場合、更に訂正の請求をするときは、先の訂正の請求に係る訂正の請求書に添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【特許・実用新案】 19

特許法第 29 条の 2（いわゆる拡大された範囲の先願）及び同法第 39 条（先願）に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願、先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、出願公開が行われており、出願審査の請求がされており、査定又は審決が確定しておらず、設定の登録がされておらず、特許出願について補完をすることができる旨の通知がなされておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。また、実用新案登録出願についても同様とする。

- 1 甲は乙と共同で発明イをしたが、甲は単独で発明イが特許請求の範囲に記載された特許出願Aをした。甲は発明イが乙と共同でされたものであることを認め、特許出願Aの出願日後かつ出願公開前に、甲と乙は共同で発明イが特許請求の範囲に記載された特許出願Bをした。そして、甲及び乙は、両者が共同で発明イを完成したことを立証した。この場合であっても、特許出願Bは特許出願Aによって、特許法第 29 条の 2 の規定により、拒絶される。
- 2 甲は、発明イをし、発明イを明細書に記載した特許出願Aをした。その後、特許出願Aを優先権主張の基礎とし、発明イを日本語で記載した請求の範囲を含む、指定国に日本国を含む特許協力条約に基づく国際出願Bをし、国際公開がされ、適式に特許出願（国際特許出願B）とみなされた。乙は、特許出願Aの出願日後国際出願Bの国際出願日前に、自ら発明イをし発明イを特許請求の範囲に記載した特許出願Cをした。この場合、特許出願Aは出願公開されないから、特許出願Cは特許出願Aによって、特許法第 29 条の 2 の規定により拒絶されることはない。
- 3 甲は、特許請求の範囲に発明イ、明細書に発明イ及びロが記載された特許出願Aをした後、その一部を適法に分割して新たな特許出願Bをした。その特許請求の範囲に発明ロが記載されていた。乙は、特許出願Aと特許出願Bとの間に、特許請求の範囲に発明ロが記載された特許出願Cをした。特許出願Aは特許出願Bをした後に取り下げられて出願公開されなかったが、特許出願Bは、出願公開された。この場合、特許出願Cは、特許法第 29 条の 2 の規定及び第 39 条の規定のいずれに基づいても拒絶されることはない。
- 4 実用新案登録Aに基づく特許出願Bに係る発明イと、実用新案登録Aに係る考案ロとが同一である場合、特許出願Bは、特許法第 39 条第 4 項の規定により拒絶される。

（次頁へ続く）

- 5 特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案とが同一であり、その特許出願と実用新案登録出願が同日にされた場合は協議により定められた者のみが特許又は実用新案登録を受けることができる旨が、特許法に規定されている。

【特許・実用新案】 20

特許無効審判に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許法第 17 条の 2 第 3 項に規定する要件を満たしていない補正をした外国語書面出願に対して特許がされたとき、当該要件を満たしていないことを理由として特許無効審判を請求することはできない。
- (ロ) 特許無効審判の請求書の副本を被請求人に送達する前に請求の理由の要旨を変更する手続補正書が提出された場合、当該補正は許可されることがある。
- (ハ) 特許無効審判の口頭審理において、証人は、離婚した元配偶者に著しい利害関係のある事項について尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができない。
- (ニ) 特許無効審判の口頭審理において、宣誓した証人は、特許庁に対し虚偽の陳述をしたときでも、罰金刑に処されることはない。
- (ホ) 特許無効審判に関する費用の負担及びその額は、審判が審決により終了するときはその審決をもって、審判が審決によらないで終了するときには審判による決定をもって、職権で、定めなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【意匠】 1

意匠法上の意匠及び意匠の実施に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 意匠には、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が含まれており、また、その部分についても意匠登録を受けることができる。
- 2 組物の意匠は、その部分について意匠登録を受けることができる。
- 3 内装の意匠は、その部分について意匠登録を受けることができる。
- 4 画像の意匠の実施には、意匠に係る画像を表示する機能を有するプログラムを記録した記録媒体を譲渡する行為が含まれる。
- 5 建築物の意匠の実施とは、意匠に係る建築物の建築、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為をいう。

【意匠】 2

甲は、テーブルの意匠イ、椅子の意匠ロ及びベッドの意匠ハを創作し、意匠イ、意匠ロ及び意匠ハの3つの意匠を含み、意匠に係る物品を「一組の家具セット」とする組物の意匠ニについて意匠登録出願Aをした。

その後、甲は、クルーザーの室内に意匠イに係るテーブル、意匠ロに係る椅子及び意匠ハに係るベッドを配したクルーザーの内装の意匠ホを創作し意匠登録出願Bをした。

この場合、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、各設問で言及した条件のみに基づいて判断し、他の条件は考慮しないものとする。

- 1 組物の意匠ニは、その組物を構成する意匠イ、意匠ロ及び意匠ハに係る物品が、同一ではないため、意匠登録を受けることはできない。
- 2 内装の意匠ホに、テーブルに埋め込んで使用する照明の制御リモコンの表示画面に表示される画像の意匠を加えた意匠ヘについて、意匠登録を受けることはできない。
- 3 意匠イ、意匠ロ及び意匠ハが意匠公報に掲載され公知となった後は、内装の意匠ホについて意匠登録を受けることはできない。
- 4 組物の意匠ニについて意匠権の設定の登録がなされたとしても、甲は、当該組物の意匠のうち、意匠イのみについて、通常実施権の許諾をすることはできない。
- 5 出願Aについて、組物全体として統一があるといえないという理由で、拒絶理由が通知された場合には、その出願を分割することはできない。

【意匠】 3

甲は、腕時計に係る意匠イの意匠権を有しており、意匠イに係る腕時計（以下「甲物品」という。）を製造販売している。乙は、意匠イに類似した意匠ロに係る腕時計（以下「乙物品」という。）を製造販売している。甲が、乙に対し、意匠イに係る意匠権侵害を理由として、乙物品の製造販売についての差止め及び損害賠償を求める訴え（以下「本件訴訟」という。）を提起する場合の説明として、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、1～5の内容はそれぞれ独立しており、相互に影響しないものとする。また、意匠イは秘密意匠に係るものではないものとする。

- 1 甲が第三者である丙と意匠イの意匠権を共有している場合、甲は、単独で乙物品の製造販売についての差止めを求める訴えを提起することができる。
- 2 乙は、乙物品の製造に用いられるベルトを製造販売しており、当該ベルトが、乙物品以外の腕時計の製造にも用いることができる場合、当該ベルトの製造販売行為が意匠イに係る意匠権を侵害するものとみなされることはない。
- 3 甲は、乙に対し、甲物品の単位数量当たりの利益の額に乙が乙物品を譲渡した数量を乗じて得た額を、自己が受けた損害の額として損害賠償請求をした。乙の製造する乙物品の譲渡数量は、甲の実施の能力に相応する数量を超えていた。このとき、甲の実施の能力に相応する数量を超えた部分に応じた金銭の額については、損害の額に含めることはできない。
- 4 本件訴訟においては、甲の申立てにより、乙の意見を聴いて、査証人に対し、査証が発令される可能性がある。
- 5 乙による乙物品の製造販売が意匠イに係る意匠権侵害に該当する場合、当該侵害行為について乙に過失があったものとみなされる。

【意匠】 4

意匠法に関して、次のうち、正しいものは、どれか。
ただし、各設問は独立したものとする。

- 1 甲は、令和7年4月1日に、電動式歯ブラシの意匠イについて意匠登録出願Aをした。乙は、令和7年2月1日に開催された展示会において、新規に創作した電動式歯ブラシ用の替えブラシの意匠ロを公開し、令和7年5月1日に、意匠ロについて新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるために必要な手続をして意匠登録出願Bをした。意匠ロは、意匠イの替えブラシの部分と類似している。意匠イが公知になっていなければ、乙が意匠ロについて、意匠登録を受けることができる場合がある。
- 2 甲は、令和7年6月1日に、自転車の全体形状に係る意匠イについて意匠登録出願Aをし、令和7年12月1日に意匠登録を受けた。乙が、令和7年8月1日に、意匠イの一部と類似する自転車用ハンドルの意匠ロについて意匠登録出願Bをした。この場合、乙は意匠ロについて、意匠登録を受けることができる。
- 3 甲が、令和7年9月1日に、椅子2脚及び机1台からなる診察室の内装の意匠イについて意匠登録出願Aをし、令和8年4月1日に意匠登録を受けた。乙は、令和7年10月1日に、意匠イの構成物品である机と類似する机2台からなる組物であって、組物全体として統一がある新規な意匠ロを創作し、その全体形状について意匠登録を受けようとする意匠登録出願Bをした。この場合、乙は意匠ロについて、意匠登録を受けることができない。
- 4 甲は、令和7年9月1日に、動画配信サイトにおいて、机2台を横並びにしたオフィスのレイアウトを提案する動画を公衆に向けて配信した。乙は、令和7年10月1日に、当該動画に登場した机と類似する机2台を横並びにした組物であって、組物全体として統一がある意匠イの全体形状について意匠登録を受けようとする意匠登録出願Aをした。この場合、乙は意匠イについて、意匠登録を受けることができる。
- 5 公開されたアニメ映画において登場したスマートフォンに表されていたアイコン画像と類似するアイコン画像の意匠について、意匠登録を受けることができる場合がある。

【意匠】 5

意匠法における実施権に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 甲は、意匠イについて意匠登録出願をした。甲は、意匠イについて取得すべき意匠権について、その意匠登録出願の願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠又はこれに類似する意匠の範囲内において、乙に仮通常実施権を許諾することができる。
- (ロ) 意匠イの意匠権者である甲は、乙に対して専用実施権を設定した。乙は、甲の承諾を得ることなく、その専用実施権について、第三者である丙に対し通常実施権を許諾することができる。
- (ハ) 甲は、意匠イに係る意匠権及び意匠イを基礎意匠とする関連意匠ロについての意匠権を有している。甲が、意匠ロの意匠権について乙に対して専用実施権を設定するためには、同時に意匠イについても乙に対して専用実施権を設定しなければならない。
- (ニ) 甲は、意匠イの意匠権者である。乙が、その意匠権について、先使用による通常実施権及び先出願による通常実施権の要件をいずれも満たす意匠の実施である事業をしている場合、乙は、先出願による通常実施権のみを主張することができる。
- (ホ) 甲は、意匠イの意匠権者である。乙は、意匠イと類似する意匠ロに係る乙物品の製造販売について、先使用による通常実施権を有する。丙は、乙から乙物品の実施に係る事業を譲り受けた。甲からの承諾がない場合、当該先使用による通常実施権は、丙に移転することができない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【意匠】 6

日本を指定締約国とするハーグ協定のジュネーブ改正協定の規定による国際出願に係る国際登録に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 国際意匠登録出願の出願人は、その国際登録に係る意匠を秘密にすることを請求することができる場合がある。
- 2 国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達がされた日から6月を経過した後は、個別指定手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由によりその請求をすることができなかつた場合を除き、その個別指定手数料の返還を請求することはできない。
- 3 国際登録を基礎とした意匠権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限は、国際登録簿に登録されたところによる。
- 4 2つの意匠を包含する国際出願が、国際登録の対象である意匠ごとにされた意匠登録出願とみなされた。これらの2つの意匠が互いに類似するものであるとき、意匠登録出願人に、意匠法第9条第2項の協議をしてその結果を届け出るべき旨が命じられる場合がある。
- 5 国際意匠登録出願の出願人は、国際公表があった後に国際意匠登録出願に係る意匠を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後意匠権の設定の登録前に業としてその国際意匠登録出願に係る意匠又はこれに類似する意匠を実施した者に対し、その国際意匠登録出願に係る意匠が登録意匠である場合にその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施により生じた業務上の損失に相当する額の金銭の支払を請求することができる。

【意匠】 7

意匠法上の補正の却下及び補正後の意匠についての新出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、各設問は独立したものとし、文中に示した内容以外の条件は考慮しないものとする。

- 1 願書に添付した図面についてした補正が決定をもって却下されたときは、意匠登録出願人に対し、意見書を提出する機会が与えられる。
- 2 審査官が願書に添付した図面についてした補正を決定をもって却下したとき、その決定の謄本の送達があった日から3月を経過する前であっても、審査官は、その意匠登録出願について拒絶の理由を発見しないときは、その意匠登録出願について登録すべき旨の査定をすることができる。
- 3 甲は、願書に添付した図面について手続補正書を提出したが、当該補正は決定をもって却下された。そこで甲は、補正後の意匠イについて意匠法第17条の3第1項の規定による新たな意匠登録出願Aをした。前記の手続補正書の提出の日前に、乙は、意匠イに類似する意匠ロについて意匠登録出願Bをしていた。この場合、出願Bに係る意匠ロを根拠として、出願Aが拒絶されることはない。
- 4 甲は、意匠イに係る意匠登録出願Aの願書に添付した図面についてした補正が決定をもって却下されたため、補正後の意匠ロについて意匠法第17条の3第1項の規定による新たな意匠登録出願Bをした。その後、乙が意匠イにのみ類似する意匠ハについて意匠登録出願Cをした。この場合、出願Aに係る意匠イを根拠として、出願Cは意匠法第9条第1項の規定により拒絶されることがある。
- 5 意匠登録出願Aの願書に添付した図面についてした補正が決定をもって却下された。その補正後の意匠について意匠登録出願Bをした。この場合、出願Aが取り下げたものとみなされることはない。

【意匠】 8

甲は、意匠イ及び意匠エを本意匠とする関連意匠ロを同日に出願した。乙は、意匠ハを意匠イ及び意匠ロの出願と同日に出願した。意匠イと意匠ロは類似し、意匠ロと意匠ハは類似する。意匠イと意匠ハは類似しない。その後、特許庁長官は、相当の期間を指定して、意匠ロと意匠ハについて、意匠法第9条第2項の協議をしてその結果を届け出るべき旨を甲及び乙に命じた。

この場合、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

なお、意匠イの出願について拒絶の理由はなく、意匠ロ、意匠ハの出願について意匠法第9条第2項以外の拒絶の理由はないものとする。

- (イ) 甲と乙が協議をして、甲が意匠ハの意匠登録出願人となり、意匠ハを意匠ロの関連意匠とした場合、意匠イ、意匠ロ及び意匠ハについて意匠登録を受けることができる。
- (ロ) 甲が意匠イについて意匠登録を受けたとしても、甲と乙が協議をして、乙が意匠ハについて意匠登録を受けることができる。
- (ハ) 甲と乙が協議をして、甲が意匠ロについて意匠登録を受けたとしても、乙が意匠ハについて意匠登録を受けることができる場合がある。
- (ニ) 甲と乙の協議の結果にかかわらず、甲は、意匠イについて、意匠登録を受けることができる。
- (ホ) 甲と乙が指定期間内に協議の結果を届け出ないときは、当該協議が成立しなかったものとみなされる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【意匠】 9

甲は、令和4年5月1日、包装用びんの意匠イについて意匠登録出願をした。意匠イは、その後、令和5年4月1日に設定の登録がされ、同年5月1日に意匠公報が発行された。

甲は、令和7年4月1日、意匠イを本意匠とする関連意匠として、意匠イに係る包装用びんの胴体部分の意匠ロについて意匠登録出願をした。

この場合において、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、各設問で言及した条件のみに基づいて判断し、他の条件は考慮しないものとする。

- (イ) 意匠イと意匠ロが類似する場合、意匠ロの意匠登録出願の日に意匠イに係る意匠権が存続していれば、その意匠権が、意匠ロに係る意匠権の設定の登録の際に、登録料不納で消滅していたとしても、意匠ロについて意匠登録を受けることができる。
- (ロ) 意匠イと意匠ロが非類似であっても、意匠ロについて意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠登録を受けることができる場合がある。
- (ハ) 意匠イと意匠ロが類似する場合、意匠権の設定の登録の日から3年の期間を指定して意匠イの意匠登録出願について秘密にすることが請求されていたとしても、意匠ロについて意匠登録を受けることができる。
- (ニ) 意匠イと意匠ロが類似する場合、意匠イの意匠権について専用実施権が設定されているときであっても、意匠ロについて意匠登録を受けることができる。
- (ホ) 意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠ロについて意匠登録を受けた場合であっても、意匠イに係る意匠権と意匠ロに係る意匠権を分離して移転することができる場合がある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【意匠】10

甲は、机の意匠イの意匠権者である。乙は、意匠イに係る机に書架を結合した学習機の意匠ロの意匠権者である。意匠ロは意匠イより後に出願されたものである。

この場合において、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、各設問で言及した条件のみに基づいて判断し、他の条件は考慮しないものとする。

- 1 意匠イと意匠ロに需要者に起こさせる美感の共通性がない場合、乙が、意匠ロに係る学習機を製造、譲渡する行為は、甲がその権利を専有する意匠イ及びこれに類似する意匠の実施には該当しない。
- 2 意匠ロが、甲の意匠イを利用するものである場合、乙は、意匠ロに係る学習機を製造、譲渡することはできない。
- 3 意匠ロに係る意匠権のうち意匠ロに類似する意匠ハに係る部分が、甲の意匠イに係る意匠権と抵触するものである場合、乙は、意匠ハに係る学習機を製造、譲渡することはできない。
- 4 甲は、机の天板の一部を意匠登録を受けようとする部分として、意匠イについて意匠登録を受けていた。意匠ロにおいて、意匠イの意匠登録を受けた部分が外観に現れず、視覚を通じて認識することができない場合、乙は、意匠ロに係る学習機を製造、譲渡することができる。
- 5 意匠イと意匠ロが、非類似である場合、意匠イに係る机が、意匠ロに係る学習機の製造にのみ用いる物品ではなく、日本国内において広く一般に流通しているものであっても、甲による意匠イに係る机の製造行為が、意匠ロに係る意匠権を侵害するものとみなされる場合がある。

【商標】 1

商標法第2条に規定する標章の使用に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 指定商品を「ダウンロード可能なゲーム用プログラム」とする登録商標**イ**について、プログラムをコンピューターにダウンロードした後に、アイコンをクリックして当該プログラムを起動した際、登録商標**イ**がコンピューターディスプレイの映像面に表示されるように、当該プログラムに登録商標**イ**の電磁的な情報を組み込む行為は、登録商標**イ**の使用に該当する。
- (ロ) 指定役務を「自動車の貸与」とする登録商標**ロ**について、レンタカー店の店頭において、自動車の貸与のために当該自動車に登録商標**ロ**を付したものを展示する行為は、登録商標**ロ**の使用に該当する。
- (ハ) 指定商品を「被服」とする音商標である登録商標**ハ**について、被服の販売店において、被服の譲渡のために登録商標**ハ**に係る音を店内放送で流す行為は、当該指定商品についての登録商標**ハ**の使用に該当しない。
- (ニ) 指定役務を「飲食物の提供」とする登録商標**ニ**について、飲食店の店舗内において、登録商標**ニ**を付したロボットに、利用者が受け取る位置まで飲食物を運ばせる行為は、登録商標**ニ**の使用に該当する。
- (ホ) 指定商品を「自動車」とする登録商標**ホ**について、自動車の販売開始前に、当該自動車の販売促進用のインターネットを利用したメールマガジンの配信をし、多数の者に閲覧できる状態にする場合において、当該メールマガジンに登録商標**ホ**を付した自動車の写真が掲載されているときは、その配信をする行為は、登録商標**ホ**の使用に該当する場合はない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【商標】 2

商標登録の要件等に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 商標法第3条第1項第1号の「その商品又は役務の普通名称」には、その商品又は役務の普通名称の略称が該当する場合がある。
- (ロ) 音商標が商標法第3条第1項第2号の「その商品又は役務について慣用されている商標」に該当する場合はない。
- (ハ) 商標法第3条第1項柱書の「自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標」には、使用をする意思があり、かつ、近い将来において信用の蓄積があるであろうと推定される商標が含まれるが、未使用のまま商標登録を受けた場合は、その指定商品又は指定役務について当該商標の使用を開始した時点で、当該使用を示す証拠を特許庁長官に提出する必要がある。
- (ニ) 商品の普通名称とその商品の産地の名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標は、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるようにならない限り、商標登録を受けることができる場合はない。
- (ホ) 識別力を有しない立体的形状と識別力を有する文字との結合からなる商標については、当該立体的形状の部分について権利不要求の手續をしない限り、商標登録を受けることができる場合はない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【商標】 3

商標法第4条に規定する不登録事由に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標権が消滅した日（商標登録を取り消すべき旨の決定又は無効にすべき旨の審決があったときは、その確定の日。以下同じ。）から1年を経過していない他人の商標（他人が商標権が消滅した日前1年以上使用をしなかったものを除く。）又はこれに類似する商標であって、その商標権に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするものについての商標登録出願は、商標登録を受けることができない。
- 2 他人の登録防護標章と類似の商標であって、その防護標章登録に係る指定商品又は指定役務について使用をするものについての商標登録出願は、商標登録を受けることができない場合がない。
- 3 商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれがある商標については商標登録を受けることができないが、「誤認を生ずるおそれがある」というためには、需要者がその商品の品質又はその役務の質を誤認する可能性があるだけでは足りず、その商標が表す商品の品質を有する商品の製造若しくは販売又はその商標が表す役務の質を有する役務の提供が現実に行われていることを要する。
- 4 指定商品が当然に備える立体的形状のみからなる立体商標であっても、商標登録を受けることができる場合がある。
- 5 国旗、菊花紋章、勲章、褒章又は外国の国旗と同一又は類似の商標については商標登録を受けることができないが、菊花紋章が商標の一部を構成していても商標の全体からみて菊花紋章と類似でなければ、その商標について商標登録を受けることができる場合がある。

【商標】 4

商標権侵害訴訟に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標権侵害訴訟において、原告の登録商標と被告の使用に係る商標との類否は、対比される両商標が同一又は類似の商品又は役務に使用された場合に、商品又は役務の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって判断され、その際にその商品又は役務の取引の実情が勘案されるが、原告の商標登録が商標法第4条第1項第11号の規定に基づき商標登録の無効の審判により無効にされるべきものであるとの被告の主張があったときにおける同号の他人の商標と原告の登録商標との類否は、その商品又は役務の取引の実情が勘案されて判断される場合はない。
- 2 商標権侵害訴訟において、当事者である法人の代表者が、その侵害の有無についての判断の基礎となる事項であって当事者の保有する営業秘密に該当するものについて、当事者本人として尋問を受ける場合においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、その代表者が公開の法廷で当該事項について陳述をすることにより当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによっては当該事項を判断の基礎とすべき商標権の侵害の有無についての適正な裁判をすることができないと認めるときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。
- 3 商標権侵害訴訟において、商標権者である原告が、故意又は過失により自己の商標権を侵害した者に対し、その登録商標の使用に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償の請求をする場合、原告が権利侵害の事実とその登録商標の使用に対し受けるべき金銭の額を主張立証したときは、被告は、原告が登録商標（当該登録商標と社会通念上同一と認められる商標を含む。）を使用していないことを抗弁として主張立証すれば、損害賠償の責めを免れることができる。
- 4 商標権侵害訴訟において、秘密保持命令が発せられた場合、秘密保持命令を受けた者は、秘密保持命令を発するための要件を欠くことを理由としても即時抗告をすることができないが、別途、そのことを理由として秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。
- 5 商標権侵害訴訟において、当該商標登録が商標登録の取消しの審判により取り消されるべきものと認められるときは、商標権者である原告が被告に対し商標権を行使することができる場合はない。

【商標】 5

商標権の侵害とみなす行為に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 指定商品又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品であって、その商品又はその商品の包装に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを譲渡のために所持する行為は、商標権を侵害するものとみなされる。
- (ロ) 指定役務又は指定役務若しくは指定商品に類似する役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを、これを用いて当該役務を提供させるために譲渡するために所持する行為は、商標権を侵害するものとみなされる。
- (ハ) 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれに類似する商標の使用をするために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を所持する行為は、商標権を侵害するものとみなされる。
- (ニ) 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれに類似する商標の使用をさせるために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を譲渡するために所持する行為は、商標権を侵害するものとみなされる。
- (ホ) 登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を製造するためにのみ用いる物を業として譲渡するために所持する行為は、商標権を侵害するものとみなされる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

【商標】 6

商標登録出願の手續等に関し、次のうち、誤っているものはどれか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標法第5条第3項に規定される標準文字のみによって商標登録を受けた商標は、文字書体が特定されていない同一の文字のみからなる商標とみなされるものではない。
- 2 立体的形状（文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。）からなる商標について商標登録を受けようとするとき、商標登録出願人は、経済産業省令で定めるところにより、その商標の詳細な説明を願書に記載しなくてもよい場合がある。
- 3 同一の商品について使用をする類似の商標について、同日に2以上の商標登録出願があり、そのうちの1の商標登録出願について、審査官による補正の却下の決定がされ、当該決定を受けた商標登録出願人が、商標法第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項の規定による新たな商標登録出願をした場合において、当該商標につき商標登録を受けたときは、常に商標法第8条第1項の無効理由を有する。
- 4 商標登録出願人は、出願公開された商標登録出願に係る商標であることを知って商標権の設定の登録前に当該出願に係る指定商品又は指定役務について当該出願に係る商標の使用をした者であっても、商標登録出願をした後に当該出願に係る内容を記載した書面を提示して警告をしなければ、その者に対し、当該使用により生じた業務上の損失に相当する額の金銭の支払を請求することができない。
- 5 特許庁長官は、商標登録出願があったときは、出願公開をしなければならないが、全ての商標登録出願について出願公開がされるが、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願については、常に出願公開がされない。

【商標】 7

商標権の設定登録、移転、消滅、存続期間の更新等に関し、次のうち、正しいものはどれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 国と地方公共団体との共有に係る商標権であって持分の定めがないものについて、その存続期間の更新登録の申請をする場合、商標法第40条第2項に規定される登録料の金額の2分の1の額をその地方公共団体が納付すれば足りる。
- 2 商標権の存続期間の満了前6月から満了の日までの間に更新登録の申請がされない場合、その商標権は存続期間の満了の時に消滅するが、その期間経過後6月以内に更新登録の申請並びに登録料及びその登録料と同額の割増登録料の納付があったときは、その商標権は存続期間の満了の時にさかのぼって更新されたものとみなされる。
- 3 地方公共団体の商標登録出願であって、商標法第4条第2項に規定するものに係る商標権は、移転することができる場合はない。
- 4 商標権は、設定の登録により発生し、また、専用使用权及び通常使用权の設定は、いずれも登録によりその効力を生じる。
- 5 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願についての願書に記載する事項において、出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに防護標章登録の登録番号の記載は必要であるが、当該防護標章登録を受けている標章及び指定商品又は指定役務の記載は必要ない。

【商標】 8

商標の審判に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 商標登録の無効の審判により、その商標登録が条約に違反してされたとして商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合において、その商標登録が条約に違反するに至った時を特定できないときは、商標権は、その商標登録の無効の審判の審判請求書の提出の日から存在しなかったものとみなされる。
- (ロ) 商標法第 51 条第 1 項の審判（商標権者の不正使用による商標登録の取消しの審判）により当該商標登録が取り消された場合において、商標権者であった者は、同項の規定により商標登録を取り消すべき旨の審決の謄本の送達があった日から 5 年を経過した後であっても、同条第 2 項の規定により、その商標登録に係る指定商品に類似する商品について、その登録商標の商標登録を受けることができないときがある。
- (ハ) 商標法第 53 条第 1 項の審判（使用権者の不正使用による商標登録の取消しの審判）においては、専用使用権者が、指定商品についての登録商標に類似する商標の使用であって商品の品質の誤認を生ずるものをしたときは、当該使用が故意である場合に限り当該商標登録は取り消される。
- (ニ) 商標法第 53 条の 2 の審判（代理人等の不正登録による商標登録の取消しの審判）を請求することができるのは、パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国において商標に関する権利を有する者に限られ、この商標に関する権利を有する者には、質権に相当する権利を有する者が含まれる。
- (ホ) 拒絶査定に対する審判において、審判長が審理の終結の通知をした後に拒絶理由を解消するための補正がされた場合は、審判長が審理の再開をするときがある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【商標】 9

商標の登録異議の申立てに関し、次のうち、正しいものは、どれか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 審判長は、登録異議の申立てがあったときは、審判書記官を指定しなければならない。
- 2 登録異議の申立てについての審理及び決定は、3人の審判官の合議体が行い、5人の審判官の合議体が行うことはない。
- 3 取消理由が通知される前に登録異議の申立てが取り下げられた場合は、その後、審判官は、職権で審理することはできない。
- 4 商標権者から金銭を借りている者は、登録異議の申立てについての決定があるまでは、商標権者を補助するため、その審理に参加することができる。
- 5 審判長は、登録異議の申立てがあったときは、その旨を当該商標権についての専用使用权者その他その商標登録に関し権利を有する者に通知しなければならない。

【商標】 10

マドリッド協定の議定書に基づく特例等に関し、次のうち、正しいものはどれか。

- 1 マドリッド協定の議定書第6条（4）に規定する、いわゆる「セントラルアタック」により国際登録が取り消された後の再出願については、当該国際登録の国際登録の日から10年以内に商標登録をすべき旨の査定があった場合であっても、登録料が納付されない限り、商標権の設定登録を受けることができない。
- 2 国際登録の日から継続して3年以上日本国内において、商標権者、専用使用权者又は通常使用权者のいずれもが各指定商品又は指定役務についての当該国際登録に基づく登録商標の使用をしていないときでも、その商標登録について商標法第50条第1項（不使用による商標登録の取消しの審判）を請求することができない場合がある。
- 3 日本国民は、日本国特許庁に係属している自己の商標登録出願を基礎として国際登録出願をすることができるが、自己の防護標章登録を基礎として国際登録出願をすることはできない。
- 4 国際登録に基づく商標権者は、その商標権について質権者があるときは、当該質権者の承諾を得た場合に限り、その商標権を放棄することができる。
- 5 国際登録に基づく商標権が事後指定に係る国際商標登録出願による場合、その商標権の存続期間は、その事後指定の日から10年をもって終了する。

【条約】 1

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 出願時における国際出願の明白な誤記の訂正が許可された場合、当該訂正は、当該訂正のための請求が提出された日から、有効となる。
- 2 国内官庁又は政府間機関は、電子形式又は電子的手段によって行われる国際出願を実施細則の関連規定に基づいて処理する準備が整っている旨を国際事務局に通知した場合であっても、国際出願が電子形式又は電子的手段によって行われる場合にのみ受理することを国際事務局に通知しない限り、出願人から紙形式によって提出された出願を、必ず受理し又は処理しなければならない、電子的手段による再提出を求めることはできない。
- 3 国際事務局が出願人や官庁に送付する書簡や通知は、英語以外では認められない。
- 4 出願人は、指定国の国内法令が発明者の氏名又は名称その他の発明者に関する所定の事項を表示することを定めているが国内出願をする時よりも遅い時に表示することを認めている場合において、それらの事項が願書に記載されていないときは、当該指定国の国内官庁又は当該指定国のために行動する国内官庁に対し、優先日から 30 月を経過する時までにはそれらの事項を届け出る。
- 5 請求の範囲には、保護が求められている事項の明示に必要な発明の技術的特徴であって結合して先行技術をなすものを表示する陳述を必ず記載しなければならない。

【条約】 2

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 受理官庁は、受理の時に、国際出願に発明の名称の記載がない場合に、国際出願の受理日を国際出願日として認めることはない。
- 2 国際出願の国際公開が英語以外の言語で行われる場合には、出願人は必ずその責任で英語による翻訳文を作成し、提出しなければならない。
- 3 国際事務局は、出願人又は受理官庁の要請に基づいて、いかなる場合であっても願書における出願人の名義、氏名若しくは名称、住所、国籍又はあて名の表示の変更を記録しなければならない。
- 4 出願人は、優先日から 14 月を経過した後は、受理官庁に対し、その国際出願の写しが出願時における国際出願と同一であることの認証を請求できるものとし、また、その認証された謄本を国際事務局に送付することができる。
- 5 国際出願が正確に翻訳されなかったため、当該国際出願に基づいて与えられた特許の範囲が原語の国際出願の範囲を超えることとなる場合には、国際事務局は、それに応じて特許の範囲を遡及して限定することができるものとし、特許の範囲が原語の国際出願の範囲を超えることとなる限りにおいて特許が無効であることを宣言することができる。

【条約】 3

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 国際予備審査は、国際出願と別個の請求書によらず、国際出願に含めて請求できる。
- (ロ) 受理官庁又は総会は、国際予備審査の請求につき、国際予備審査機関と国際事務局との間の関係取決めに従い、国際予備審査を管轄することとなる1又は2以上の国際予備審査機関を特定する。
- (ハ) 出願人は、所定の場合を除くほか、国際予備審査報告が作成される前に、少なくとも1回、国際予備審査機関から書面による見解を示され、当該書面による見解に対して答弁をすることができる。
- (ニ) 国際予備審査報告には、請求の範囲が国際予備審査に当たっての新規性、進歩性（自明のものではないこと）及び産業上の利用可能性の基準に適合していると認められるかどうかを各請求の範囲について記述し、請求の範囲、明細書及び図面の明瞭性又は請求の範囲が明細書により十分な裏付けをされているかいないかの問題についての意見が付されることはない。
- (ホ) 国際事務局及び国際予備審査機関は、国際予備審査報告の作成の有無及び国際予備審査の請求又は選択の取下げの有無について、出願人の請求による場合又はその承諾を得た場合であっても情報を提供してはならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【条約】 4

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 2人以上の出願人がある場合には、国際予備審査の請求書には、国際予備審査の請求をしたすべての出願人が署名をする。
- 2 国際予備審査報告は、口頭による開示、使用、展示その他の書面による開示以外の手段（「書面による開示以外の開示」）によって公衆が利用することができるようにされたことが規則に定める基準日前に生じていた場合において、当該書面による開示以外の開示につき注意を喚起する場合がある。
- 3 国際予備審査機関は、電話又は面談により、出願人と非公式の連絡をすることができない。
- 4 国際予備審査機関は、当該機関の所在する国が、当該機関の業務に影響を及ぼす戦争、革命、市民暴動、同盟罷業、天災、感染症、又は電子通信サービスの全般的な不通によって生ずる全般的な混乱に直面しており、これにより当事者が当該機関に対する行為を規則に定める期間内に行うことを妨げられる場合には、当事者が規則に定める期間内に行為を行う必要があるという規則に定める期間を延長できるように、延長期間を設定することができる。
- 5 出願人は、国際予備審査の請求及び特許協力条約第34条の規定に基づく補正書の提出が行われ、当該請求が取り下げられておらず、かつ規則に従って国際予備審査を開始する日が過ぎている場合には、当該補正書における明白な誤記を、国際予備審査機関の許可に従い訂正することができる。

【条約】 5

特許法に規定する国際特許出願、実用新案法に規定する国際実用新案登録出願及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 国際特許出願の出願人は、国内書面提出期間内に、発明者の氏名及び住所又は居所を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。
- (ロ) 在外者である外国語特許出願の出願人が、国内処理基準時までには特許管理人によらないで手続をした後に、翻訳文提出特例期間内に明細書等の翻訳文を提出せず、かつ、国内処理基準時の属する日後、経済産業省令で定める期間内に特許管理人の選任の届出をしなかった場合において、その後選任した特許管理人が翻訳文提出特例期間経過後に翻訳文を提出したとしても、必ずこの外国語特許出願は取り下げられたものとみなされる。
- (ハ) 特許出願が外国語特許出願である場合、当該特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内でないことは、当該特許出願について拒絶をすべき旨の査定理由にはならないが、特許権の設定の登録後には特許異議の申立て及び特許無効審判の各理由になる。
- (ニ) 国際実用新案登録出願について、国際出願が国際出願日において図面を含んでいないものであるとき、図面を特許庁長官に提出しなければならないが、図面に添えて当該図面の簡単な説明を提出することができ、当該図面及び当該説明の提出は、実用新案法第2条の2第1項の規定による手続の補正とみなされる。
- (ホ) 国際予備審査の請求をした国際出願の出願人が請求の範囲について補正を行い、当該補正が国際出願の出願時における明細書、請求の範囲又は図面の範囲を超えてされているとき、審査官は、当該出願人に対しその旨及びその理由を通知することなく、国際予備審査報告を作成することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【条約】 6

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「協定」という。）及び標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書（以下「議定書」という。）に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 「協定」において、国際出願は、一の所定の言語で作成しなければならない。
- 2 「協定」において、国際出願が出願人の締約国の官庁を通じてされる場合に、当該官庁は国際出願の受理の時に当該国際出願が協定及び規則の要件を満たしていないと認めるときには、出願人に対し所定の期間内に必要な補正をするよう求める。
- 3 「協定」において、指定締約国の官庁は、国際出願の形式若しくは記載事項に関する要件であって、協定若しくは規則に定めるもの又は当該要件に追加的な若しくは当該要件と異なる要件が当該指定締約国の法令の規定を満たしていないことを理由に国際登録の一部又は全部の効果を拒絶することができない。
- 4 「議定書」において、出願人は、標章の識別性のある特徴として色彩を主張する場合には、国際出願に際して、色彩を主張する旨を記載し、かつ、主張する色彩又はその組合せを明示的に特定しなければならず、また、当該標章の色彩を施した写しを提出しなければならない。
- 5 「議定書」において、いずれかの締約国の官庁による国内登録の標章が国際登録の対象でもあり、かつ、国内登録と国際登録の名義人が同一である場合には、国際登録による標章の保護の効果が領域指定に基づいて当該締約国に及んでいること、国内登録で指定されたすべての商品及びサービスが当該締約国に係る国際登録においても指定されていること、及び上記効果が国内登録の日の後に生じていることを条件として、当該国際登録は、当該国内登録により生ずるすべての権利を害することなく、当該国内登録に代替することができるものとみなされる。

【条約】 7

パリ条約のストックホルム改正条約（以下「パリ条約」という。）に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 各同盟国は、特許に基づく排他的権利の行使から生ずることがある弊害を防止するために実施権の強制的設定では十分でない場合に限り、特許の効力を失わせることについて規定することができるが、特許権の消滅又は特許の取消しのための手続は、実施権の最初の強制的設定の日から2年の期間が満了する前であってもすることができる。
- 2 各同盟国は、意匠の実施をしないことにより当該意匠の保護を失わせることができる。
- 3 商標の一部でない商号は、同盟国において保護されない。
- 4 商標の譲渡が、同盟国の法令により、その商標が属する企業又は営業の移転と同時に行われるときにのみ有効とされている場合において、商標の譲渡が有効と認められるためには、譲渡された商標を付した商品を当該同盟国において製造し又は販売する排他的権利とともに、企業又は営業の構成部分であって当該同盟国に存在するものを譲受人に移転すれば足りる。
- 5 各同盟国の国民は、他のすべての同盟国において、司法上及び行政上の手続並びに裁判管轄権について、パリ条約におけるいわゆる内国民待遇の原則による利益を享受する。

【条約】 8

パリ条約のストックホルム改正条約（以下「パリ条約」という。）に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) いずれかの同盟国において正規に商標の登録出願をした者又はその承継人は、他の同盟国において出願することに関し、優先期間として定められた6月の期間中、優先権を有する。
- (ロ) いずれの同盟国においても、実用新案登録出願に基づく優先権を主張して特許出願をすることができるが、特許出願に基づく優先権を主張して実用新案登録出願をすることはできない。
- (ハ) 審査により特許出願が複合的であることが明らかになった場合には、特許出願人は、その特許出願を2以上の出願に分割することができ、この場合において、特許出願人は、その分割された各出願の日付としてもとの出願の日付を用い、優先権の利益があるときは、これを保有する。
- (ニ) いわゆる内国民待遇の原則による保護は、特許、実用新案、意匠、商標、サービス・マーク及び商号に限られ、原産地表示又は原産地名称及び不正競争の防止に関するものについては、同盟国は、他の同盟国が自国民に対してそれらの保護を与えている場合においてのみ、他の同盟国の国民に対して自国民と同一の保護を与える。
- (ホ) 同盟国の国民が各同盟国において出願した特許は、その特許が特許権として登録されない限り、他の国において同一の発明について取得した特許から独立したものとされない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【条約】 9

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 司法当局は、侵害者に対し、費用を権利者に支払うよう命じる権限を有するが、加盟国は、司法当局に対し、いかなる弁護人の費用も含めて権利者に支払うよう命じる権限を与えてはならない。
- (ロ) 司法当局は、知的所有権の侵害の発生を防止することを目的として迅速かつ効果的な暫定措置をとることを命じる権限を有するが、申し立てられた侵害に関連する証拠を保全することを目的として迅速かつ効果的な暫定措置をとることを命じる権限を有しない。
- (ハ) 国境措置では、権限のある当局は、申立人に対し、被申立人及び権限のある当局を保護し並びに濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証を提供するよう要求する権限を有するが、担保又は同等の保証は、手続の利用を不当に妨げるものであってはならない。
- (ニ) 国境措置では、権限のある当局は、権利者及び輸入者に対して税関当局により留置された物品を点検するための十分な機会を与える権限を有するが、本案についての肯定的な決定が行われた場合には、加盟国は、権限のある当局に対し、当該物品の荷送人、輸入者及び荷受人の名称及び住所並びに当該物品の数量を権利者に通報する権限を与えてはならない。
- (ホ) 国境措置では、権限のある当局は、権利者の他の請求権を害することなく及び司法当局による審査を求める被申立人の権利に服することを条件として、所定の原則に従って侵害物品の廃棄又は処分を命じる権限を有するが、不正商標商品については、例外的な場合を除くほか、変更のない状態で侵害商品の積戻しを許容し又は異なる税関手続に委ねてはならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【条約】 10

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「TRIPS協定」という。）第31条の2及び附属書に規定する制度に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 輸出加盟国が強制実施許諾を与えているのと同じの医薬品について輸入する資格を有する加盟国において強制実施許諾を与える場合に、当該輸出加盟国において許諾されている使用が当該輸入する資格を有する加盟国にとって有する経済的価値を考慮して適当な報酬が支払われる当該医薬品については、当該輸入する資格を有する加盟国に、特許権者が個々の場合における状況に応じ許諾の経済的価値を考慮した適当な報酬を受けることを尊重する義務を適用しない。
- 2 輸出加盟国が与える強制実施許諾には、輸入する資格を有する加盟国のニーズを満たすために必要な量のみを強制実施許諾に基づき生産することができること、及び貿易関連知的所有権理事会に対してそのニーズを通告した輸入する資格を有する加盟国に対して生産量の全部を輸出することという条件を含めるものとする。
- 3 輸出加盟国が与える強制実施許諾には、強制実施許諾に基づいて生産された医薬品を、特定のラベル又はマークを付することにより、TRIPS協定第31条の2及び附属書に規定する制度の下で生産されたものとして明確に特定することという条件を含めるものとする。
- 4 輸出加盟国が与える強制実施許諾には、船積みが始まる前に、強制実施許諾を得た者がウェブサイトに各仕向地に供給される量及び医薬品の特徴の情報を掲示することという条件を含めるものとする。
- 5 TRIPS協定第31条の2及び附属書に規定する制度を利用するために、輸入する資格を有する加盟国及び輸出加盟国が貿易関連知的所有権理事会に対して行う通告は、世界貿易機関の内部機関によって承認される必要がある。

【著作権法・不正競争防止法】 1

著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 二次的著作物に該当するためには、既存の著作物に依拠するものでなければならない。
- 2 生け花は、自然物を用いているので、美術の著作物には該当しない。
- 3 自動車に組み込まれたナビゲーション用プログラムは、プログラムの著作物には該当しない。
- 4 編集著作物に該当するためには、著作物をその素材とするものでなければならない。
- 5 **甲**の創作した動画について、**乙**がその音声の文字起こしを行った場合、当該文字起こしされた文章が著作物に該当するならば、それは**甲**と**乙**の共同著作物となる。

【著作権法・不正競争防止法】 2

著作権法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 甲の行った手品は、著作物を演じるものではないが、著作権法上の実演に該当し得る。
- 2 甲と乙が共同で創作した共同著作物について、その出版にあたり乙が甲の氏名を故意に掲載しなかった場合、甲は単独で乙に対して、氏名表示権侵害に係る損害賠償請求をすることができる。
- 3 甲が舞踊を演じる様子につき、その様子が録画されたが、その画質が悪い場合でも、甲の著作隣接権の侵害となり得る。
- 4 甲が非公開の練習の際に舞踊を演じる様子につき、その様子が何者かに録画され、SNS上で公開された場合、甲の実演家人格権としての公表権の侵害となり得る。
- 5 甲が、自らを雇用する法人乙の業務として、法人乙名義で公表される楽曲を演奏した場合であっても、当該演奏に係る実演家は、法人乙となることはない。

【著作権法・不正競争防止法】 3

著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 著作権のうち、複製権に含まれる録画権のみを譲渡することは認められない。
- 2 実演に係る著作隣接権のうち、録画権のみを譲渡することは認められない。
- 3 実演に係る著作隣接権の存続期間は、その実演を最初に固定した時に始まる。
- 4 レコードに係る著作隣接権の存続期間は、そのレコードを発行した時に始まる。
- 5 放送に係る著作隣接権の存続期間は、その放送を行った時に始まる。

【著作権法・不正競争防止法】 4

著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 海外で出版されている小説の一部を翻訳及び翻案の上、高校の入学試験問題として必要な範囲で使用する場合、当該小説に係る著作権の侵害とはならず、同一性保持権の侵害となることもない。
- 2 新聞連載されていたエッセイの一部を、営利企業の入社試験問題として必要な範囲で複製して使用する場合、当該エッセイの著作権者の許諾を得る必要がある。
- 3 存命中の書家により書かれた書画の原作品を所有し、自宅に飾っている者が、当該書画の原作品上のその書家の氏名を含んだ落款とそれに重なる書画の一部を塗りつぶして、別の書家の落款により上書きした場合、同一性保持権侵害及び氏名表示権侵害になる。
- 4 講演会において、歌謡曲の一部を歌唱し、当該歌謡曲について解説することは、当該歌謡曲の著作権者の許諾を得ずとも、引用として行い得るが、その場合、常に、その出所の明示をしなくてはならない。
- 5 **甲**が単独で創作した漫画作品を雑誌に掲載するに際して、出版社のマーケティング上の判断で、作者名として、**甲**に加えて有名作家である**乙**の氏名を表示した場合、**甲**及び**乙**それぞれの氏名表示権の侵害となる。

【著作権法・不正競争防止法】 5

著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 歌手の**甲**は、友人**乙**が亡き家族を想って作曲した未公表の歌曲に感銘を受けて、その演奏権を譲り受け、当該歌曲を歌唱する予定の自身のコンサートの宣伝のため、当該歌曲の楽譜を所属プロダクションのウェブサイトに掲載した。この場合、当該ウェブサイトへの掲載についての**乙**の同意が推定される。
- 2 最近亡くなった小説家**甲**が、生前、未完であり公表しないとしていた小説は、**甲**の死後に、その著作権者の同意を得れば、公表することができる。
- 3 マンションの建築事業者**甲**が、その作成した未公表の著作物である設計図を、建築確認を受けるために地方公共団体に提出した場合、情報公開条例に基づく当該設計図の公衆への提供・提示について同意したものとみなされるため、その秘匿性から、**甲**が提出時に公衆への開示を拒絶する旨の通知をあわせて提出していた場合であっても、そのような当該設計図の公衆への提供・提示は、公表権の侵害とはならない。
- 4 小説の登場人物の年齢や身長など、それぞれ単体では著作物性が認められない部分を変更したとしても、その小説に係る同一性保持権の侵害にはならない。
- 5 著名建築家が設計・施工した、装飾的な螺旋階段で有名な美術館において、当該美術館の所有者が、その好みに合わないとして、当該螺旋階段を異なる趣向のデザインに変更することは、同一性保持権の侵害にあたり得る。

【著作権法・不正競争防止法】 6

不正競争防止法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 業として役務を証明する者が、その役務について使用をする標章は、商品等表示として不正競争防止法上の保護を受けることができる。
- 2 私立学校のみならず公立学校の大学経営も、広く経済的対価を得ることを目的とする事業といえるから、公立大学の名称は、商品等表示として不正競争防止法上の保護を受けることができる。
- 3 シリーズ作品ではない劇場用映画の題名は、配給事業者の商品等表示として不正競争防止法上の保護を受けることができない。
- 4 他社の航空機に付されている著名な商標を付した当該航空機の忠実な模型を販売する行為は、商品等表示に係る不正競争に該当する。
- 5 他人の著名なドメイン名と類似するドメイン名を使用する行為は、その他人の商品又は営業と混同を生じさせるおそれがなくとも、商品等表示の使用として不正競争に該当する場合がある。

【著作権法・不正競争防止法】 7

不正競争防止法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 **甲**は、日本全国の道路における車両走行データを網羅したデータベースを作成し販売しているところ、**乙**は、これを完全にコピーしたデータベースを販売した。**甲**は、**乙**の行為は商品形態の模倣に係る不正競争にあたるとして、その販売の差止めを請求することができる。
- 2 **甲**は、食品製造販売店の商品企画担当者に、新しい形のおにぎりのスケッチを示して、その商品化について検討を促した。別の食品製造販売店の商品企画担当者**乙**は、このスケッチを見て同一のおにぎりを作成販売した。**甲**は**乙**に対して、商品形態の模倣に係る不正競争にあたるとして、その販売の差止めを請求することができる。
- 3 **甲**が作成販売したカレンダーを、そっくりそのままコピーして販売した**乙**の行為は、平面的形態の模倣であっても商品形態の模倣に係る不正競争にあたる。
- 4 **乙**は、無職である**甲**の氏名と同一のドメイン名を使用する権利を、**甲**に損害を加える目的で取得した。**甲**は、**乙**の行為はドメイン名に係る不正競争にあたるとして、そのドメイン名の登録を抹消するように請求することができる。
- 5 ドメイン名の登録機関から、**甲**の商号と同一のドメイン名の登録を認められた**乙**は、**丙**にそのドメイン名の使用を許諾した。**丙**が使用許諾を受けた目的が、**甲**に損害を加える目的であった場合でも、**丙**はドメイン名を取得したのではないから、ドメイン名の使用を開始する前であれば、**丙**がドメイン名の使用許諾を受けたことは、ドメイン名に係る不正競争にはあたらない。

【著作権法・不正競争防止法】 8

不正競争防止法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 自己の商品等表示が不正競争防止法第2条第1項第1号にいう周知の商品等表示であると主張する**甲**が、これと類似する商品等表示を使用する**乙**に対してその差止め及び損害賠償を請求する場合、**甲**の商品等表示が周知性を具備すべき時点は、事実審の口頭弁論終結時であり、この時点で周知性が失われていた場合は、差止請求も損害賠償請求も認められない。
- 2 **甲**は、石けん**A**のパッケージにロゴ**B**を付して10年以上にわたって販売しており、ロゴ**B**は**甲**の石けん**A**の表示として著名であるところ、**乙**は、自社の石けん**A'**のパッケージにロゴ**B**と同一のロゴ**B**を表示して販売した。**甲**は**乙**に対して、このロゴ**B**を使用した販売行為は著名な商品等表示に係る不正競争にあたるとして差止めを請求し、石けん**A'**のパッケージ上のロゴ**B**の抹消に加え、**乙**の石けん**A'**の廃棄を請求することができる。
- 3 **甲**は、自己の著名な商品等表示に類似する商品等表示を使用して商品を販売した**乙**に対して、不正競争に基づく損害賠償を請求するにあたり、使用許諾料に相当する額を損害額として請求した。**乙**は、現実の損害額がこれより少なかったことを立証して賠償額を減額することができる。
- 4 **甲**の商品等表示**イ**が需要者の間に広く認識される前に、**乙**が不正の目的でなく同一の商品等表示の使用を開始し、**甲**の商品等表示**イ**が需要者の間に広く認識されるようになった後で、**丙**は、**乙**からその商品等表示に係る業務を承継し、不正の目的でなくその商品等表示を使用している。**甲**は、**丙**に対して、その商品等表示の使用の差止めを請求することはできないが、混同防止表示付加請求は認められる。
- 5 **甲**は、自ら商品開発をし、米国で4年前に販売を始めたランプを、1年前に日本でも売り始めた。**乙**が、このランプを見て、形がそっくりのランプの販売を始めても、商品形態の模倣に係る不正競争にあたるとして、差止めを請求することはできない。

【著作権法・不正競争防止法】 9

不正競争防止法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 製薬会社が、糖尿病治療薬開発のための試行錯誤のプロセスにおいて得られたデータすべてを、秘密として管理している場合、そのうちの、糖尿病治療薬に有用でないことが判明した化合物についてのデータも、営業秘密に係る不正競争における営業秘密に該当し得る。
- 2 契約により営業秘密を正当に取得した第三者が、その後、当該営業秘密が不正な取得行為を経て流通したものであることを認識した場合において、その営業秘密を使用又は開示する行為は、当該契約に基づく権原の範囲内での使用であっても、営業秘密に係る不正競争に該当するとして、差止請求の対象となり得る。
- 3 営業秘密の保有者から営業秘密を示された者が、当該営業秘密について契約上の明示的な秘密保持義務を負っていない場合であっても、不正の利益を得る目的又は保有者に損害を加える目的で当該営業秘密を使用又は開示すれば、営業秘密に係る不正競争に該当し得る。
- 4 工場見学者である甲は、見学が許可されていない製造ラインに侵入し、秘密として管理されている作業工程をスマートフォンで隠し撮りして記録し、その内容を自社の製造工程に反映させた。このような行為は、侵入行為が直ちに刑法上の犯罪行為に該当しない場合であっても、営業秘密に係る不正競争における営業秘密不正取得行為に該当し得る。
- 5 従業員乙は、職務上、会社の営業秘密が保存された社内サーバに個別承諾を得てアクセスする権限を有していた。ところが、乙は、退職後の利用を想定し、業務に利用すると偽って個別承諾を得た上で当該営業秘密を複製し、私物の記録媒体に保存して持ち出した。このような行為は、アクセス権限を有していたとしても、営業秘密に係る不正競争における営業秘密不正取得行為に該当し得る。

【著作権法・不正競争防止法】 10

不正競争防止法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 甲社は、自社の製造販売するアイスキャンデーについて、日本国内で製造したものであるにもかかわらず、「エベレストアイス」の文字を含む標章を付して販売している。当該表示の使用は、需要者が「エベレスト」の文字部分を商品のイメージ表示として理解している場合、原産地誤認惹起に係る不正競争に該当しない。
- 2 乙社は、自社製品について「〇〇大学認定」、「国の認定を受けた製品」と表示したが、実際には当該大学や公的機関による認定は存在しなかった。当該表示は、品質誤認惹起に係る不正競争における、商品の品質について誤認を生じさせるような表示であるといえる。
- 3 不正競争防止法第2条第1項第22号に定める代理人等の商標冒用行為に係る不正競争は、国際的な不正競争の防止という観点から、属地主義の原則の例外として規定されたものである。
- 4 甲は、専門職である乙から技術情報の提供を受けた。甲は、その情報が、乙が負っている法律上の守秘義務に違反して開示された営業秘密であることを知らずにその情報を取得した。その後、当該違反行為を知るに至ったが、そのままその情報を自社製品の研究開発に利用し続けた。このような甲の行為は、営業秘密に係る不正競争として評価され得る。
- 5 甲は、自己の営業秘密である技術情報を、秘密保持を条件として取引先である乙に電子メールで送信した。乙は、その情報をさらに、同様の秘密保持を条件として、特定の協力会社1社のみにも共有した。当該営業秘密が一般に知られる状態に置かれておらず、非公知性が失われていないのであれば、乙の行為は、営業秘密に係る不正競争における営業秘密の開示にはあたらない。